○国土交通省告示第二百九十八号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十一第一項の規定に基づく型式部材等の製造者としての認証	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	平成二十三年八月三十一日
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	自動車登録令第十四条第一項に規定する申請人	平成二十三年六月三十日

自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第六条第六項の表第一号から第二号の二まで及び第五号に掲げる試験の免除	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十三年八月三十一日
宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十三年八月三十一日
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三十三条第一項の規定に基づく型式住宅部分等の製造者としての認証	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十三年八月三十一日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十三年八月三十一日
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日

備考　特定被災地域とは、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。